

## 試験等における不正行為者の処分について

試験における本大学学生としての本旨に反する行為に対しては、大学学則第46条、47条により訓告、停学、退学の処分が下されます。またこの場合、当該学期に履修した全ての科目を不合格評価にする等、厳正に処分されます。

### 1. (試験の範囲)

「試験」とは単位修得のために必要とされ、学内外において学期内に実施される筆記試験、口述試験、論文考査（レポートを含む）、その他履修上の必要に応じて実施されるすべての形態の考査をさす。

### 2. (不正行為の定義と種類)

この内規において「不正行為」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 他人の身代わりとなって受験したり、他人を自己の身代わりとして受験させたりすること
- (2) 不正使用の目的をもって作成された文書等を試験場に持ち込むこと
- (3) 使用が許可されていない参考書・ノート・（電子）機器等を利用・参照すること
- (4) 机等に不正な書き込みをしたり、それを参照すること
- (5) 他人の答案をのぞき見ること、私語・動作等によって不正な連絡を行うこと
- (6) 他人の答案を筆写すること、または自己の答案を他人に筆写させること
- (7) 自己の答案用紙と他人の答案用紙とを交換すること、または他人の答案用紙を利用すること
- (8) 答案用紙の破棄、偽名の記入および答案用紙の持ち出しその他の行為により、答案用紙の整理を混乱させようとする事
- (9) 未済試験において不正な申し込みを行うこと
- (10) レポート作成において、盗用ないし剽窃行為を行うこと
- (11) 生成AIの利用取り扱いに反する行為
- (12) その他、試験の公正を害すると認められる行為

※以上、「試験等における不正行為者の処分に関する内規」より抜粋。

※出席カード等における不正も処分対象行為となります。